

(参照条文)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (抜粋)
(昭和二十五年法律第七十五号)

(格付の表示の禁止)

第十八条 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。
(以下略)